

建設現場で働く労働者・職人・親方は

建築組合

2025
年度版

●に加入しませんか?●

中央建設国民健康保険組合

健康保険

- ポイント① 医療費本人・家族**7割**給付。
- ポイント② 自己負担**17,500円**で安心。
※(70歳未満の組合員本人のみ)
- ポイント③ 最大100日**60万円**の傷病手当。
自己負担が少なく
助かります。



税理士による

税金相談

確定申告前には個別相談をおこない、申告書の提出も組合でまとめて提出します。税務署からの呼び出しや調査のときには、組合も一緒に対応し、組合員さんの利益（納税者の権利）を守って、問題のない解決に努めています。

- ポイント① **記帳指導**
- ポイント② **学習会・個別相談**

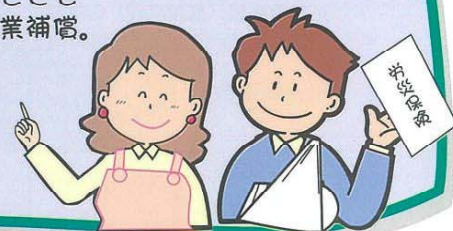
記帳指導や税法の
改正点も学べます。



労災保険

- ポイント① **一人親方労災**も加入できます。
- ポイント② 仕事上の疾病の治療は**無料**。

仕事中、ケガをしても
家族も安心の休業補償。



いますぐ
検索を!



県下最大の組合2,200人の仕事と暮らしを守ります



奈良県建築労働組合

〒634-0811 奈良県橿原市小綱町9番8号
TEL 0744-22-5115 FAX 0744-22-9111
<http://www.narakenchiku.com>

大きな安心!

中建国保

頼りになります
中建国保 **大きな病気をしても安心!**
月々の負担は17,500円まで

●保険料は所得に関係なく“仕事の形態”で決まります。(70歳未満の組合員本人のみ)

お医者さんにかかるとき

- ◆組合員本人…医療費の3割自己負担。
1ヵ月17,500円を超えた額は払い戻されます。(加入後3ヶ月間は支給されません)
※対象は70歳未満の組合員本人のみ
- ◆家族…医療費の3割自己負担。
※6歳未満(未就学児)の家族は2割自己負担。

組合員種別	健康保険料(月額)		
	医療分保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護分保険料
法人第1種 30歳以上の 法人事業所の事業主	27,700円	6,700円	4,900円
第1種 30歳以上の 個人事業所の事業主	26,200円	6,400円	4,800円
第2種 30歳以上の一人親方	22,500円	5,500円	4,200円
法人第3種 30歳以上の 法人事業所の労働者・職人	19,100円	4,900円	3,700円
第3種 30歳以上の 個人事業所の労働者・職人	18,600円	4,700円	3,600円
第4種 25歳以上30歳未満の者	11,800円	3,200円	—
第5種 20歳以上25歳未満の者	9,300円	3,000円	—
第6種 20歳未満の者	6,800円	2,900円	—

※後期高齢者支援金分保険料は0歳から74歳の被保険者により算出し、国に納めることになっています。中建国保では3歳以上に賦課(家族分は5人まで)
※介護保険料は40歳以上65歳未満の被保険者が、国が決めた額を中建国保などの保険者が集めて国に納める仕組みになっています。

健診事業(集団健診)

中建国保では建設業に従事する組合員とその家族の健康を守るため、一定の費用を負担し集団健診を実施しています。

特定 健診	40歳以上75歳未満 組合員及び家族	・基本健診 生活習慣病の予防に注目 ・がん検診 ・胸部直接レントゲン撮影
一般 健診	40歳未満組合員と 20歳以上40歳未満家族	



労災保険

断然安心!



仕事や通勤上のケガもこれで安心

すべての事業で労働者を一人でも使っている場合は労働者災害補償保険(労災保険)の強制適用事業所とされ、事業主はその事業所に労災保険をかけることが義務付けられています。

建設産業の場合でいえば、仕事の原因で職人がケガ、病気、死亡したときの事業主(元請)は、労働基準法で災害補償する責任があります。下請の雇った職人の災害の補償もすべて元請の責任です。

一人親方・事業主の特別加入もできます

本来、労災保険は労働者に適用するものですが、現場に出ることが多くケガも多い一人親方、事業主も特別の労災保険に加入することができます。ただし、法の定めるところにより、特別加入するときは、労働保険事務組合に事務を委託する必要があります。

建築組合は厚生労働省の認可を受けた労働保険事務組合として、委託事業主の事務を代行しています。

保険料は

◇事業所労災保険料(一括有期労災)

事業所労災(一括有期労災)は、労働者(アルバイト、パートも含む)を1人でも使っていたり、元請工事をしている人が義務付けられています。

大工、左官、とび、板金、屋根、塗装、電気工事など建築事業(例)

年間元請工事金額	保険料
500万円の場合	10,925円
1,000万円の場合	21,850円
2,000万円の場合	43,700円

※保険料のほかに若干の事務取扱手数料がかかります。

◇特別加入保険料 建築事業(例)

給付基礎日額	中小事業主	一人親方
20,000円	69,350円	126,000円
18,000円	62,415円	114,000円
12,000円	41,610円	78,000円
10,000円	34,675円	66,000円
6,000円	20,805円	42,000円
5,000円	17,337円	36,000円
4,000円	13,870円	30,000円

※保険料のほかに事務取扱手数料を含んでいます。
※中小事業主特別加入をするためには、事業所労災に加入していることが必要になります。

家族の区分	健康保険料(月額)		
	医療分保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護分保険料
3歳未満 (3歳未満家族)	無料	無料	—
3歳以上6歳未満 (就学前家族)	2,200円	1,400円	—
6歳以上23歳未満 (若年家族)	3,000円	1,900円	—
23歳以上70歳未満 (成人家族)	3,700円	2,100円	2,800円
70歳以上 (高齢家族)	3,100円	1,900円	—

※家族の医療保険料は、3歳以上の家族で同一世帯5人まで納めていただきます。

さまざまな現金給付

休業補償のある健康保険!

※市町村国保にはない制度です。

- ◆傷病手当金(組合員が病気で仕事を休んだときは1日目から最大100日まで給付はうけられます)
※連続5日以上休業のとき ※加入後90日経過した組合員入院・入院外それぞれ50日あわせて最大100日まで。

組合員種別	支給日額	
	入院	入院外
法人1種/1種	8,000円	4,000円
2種		3,600円
法人3種/3種		3,200円
4種		2,800円
5種		2,400円
6種		2,000円

- ◆出産育児一時金 1子について50万円を支給。
- ◆葬祭費 組合員が死亡したとき7万円を支給。家族は5万円

■定額だから有利

市町村国保の保険料は、均等割、所得割、平等割などで賦課されますが、中建国保は仕事形態、年齢、家族数により決まるので前年の所得による変動はありません。
市町村国保に比べ有利な点が多い健康保険です。

建設業許可

建設業許可申請・更新や年次届、入札前の経営事項審査などの書類作成・提出は行政書士事務所と委託提携しています。
〈顧問行政書士〉・松村行政書士事務所

奈良県と防災協定を締結

奈良県と大規模災害時における支援活動の協定を締結しています。
経営事項審査の加点(20点)対象です

不払い相談

賃金不払い、工事代金未払い問題、土地家屋の紛争、生活相談等に困ったときに組合と弁護士で、力をあわせて解決します
〈顧問弁護士〉・奈良総合法律事務所

産廃処理

奈良県建設産廃処理対策協議会会員登録・(株)中和堂繕との提携・会員単価中間・最終処分まで安全確実です。

工事保険

工事中の賠償事故を補償 (全国建設業労災互助会)

工事中の事故および第三者の身体を害し又は財物の損壊を対象としています。
損保ジャパン代理店と提携

割安!

団体のスケールメリットを活かし、個別に同種の補償(保険)に加入されるより割安な掛金となっています。

建退共

若いときからの加入がお得です。

30年で掛金は約242万円

退職金は約304万円

建設業従事者むけに国がつくった退職金制度です。働いた日数分の証紙(1日=320円)を手帳に貼ってもらい、退職時に貼った枚数(年数)分の退職金が支払われます。
新規加入者は50日分が補助されます。 ※21日分を1ヶ月とみなして計算

貼付年数	退職金額(円)
5年 (60月)	414,087
10年 (120月)	893,559
20年 (240月)	1,933,479
30年 (360月)	3,038,919
40年 (480月)	4,268,007

現行320円/1.3%での退職金額

●一人親方の人も自分の退職金を掛けられます。

●組合では、組合員事業所の建退共の適用・手帳発行・更新手続・退職金の請求などを行っています。

●公共工事の場合は、建退共証紙代が請負代金に含まれており、元請は労働者の手帳に証紙を貼付しなければなりません。

●運用利回りは、1.3%

税理士による税金相談

まかせて安心、組合の税金対策活動

年間をとおり、学習会・税理士による無料相談を行っています。とくに、3月15日の確定申告時にあわせた税金対策活動は、1月下旬から3月までの期間、所得税、消費税の学習会や税理士による個別相談を実施しています。

日常の記帳には、つけやすい「所得計算書」等を利用し多くの組合員が一括申告に参加しています。また、税務署からの呼び出し、調査のときは、税理士による相談窓口を設置して、組合員の利益(納税者の権利)を守って解決に努めています。

コーナンプロと提携 近畿2府4県のコーナンプロ
組合カードを提示すれば3%割引が受けられます。

技術・技能向上

スキルアップで安心。

組合で実施している実技講習会

○ 建築大工・タイル・畳の技能検定実技講習会

「合格祝い金」&「資格取得報奨金」制度もあります。

技能検定合格者・技能講習修了者・建築士や施工管理技士等の合格者に2千円~1万円を助成しています。



奈良県葬祭業協同組合と提携

17の加盟葬儀社と葬儀基本料金より13%割引で、組合員特典として割引契約が受けられます。

若い仲間が集って、遊び・学び・語る

青年部

青年部では、建築業に携わる若者が集まり、研修会やスポーツ・レクリエーション、技能競技大会等を通じて、一緒に勉強し、はしゃぎ、いろいろな悩みを相談できる『仲間づくり』に取り組んでいます。

ご相談はお近くの支部へお気軽にお問い合わせ下さい。